

## 「大学生のための研究倫理」の公表について

本学の教育研究に関連して、以下の「大学生のための研究倫理」を作成しましたので、お知らせいたします。  
このガイドラインは、大学生のための研究倫理について本学の基本方針と対応をまとめたものです。

---

### 大学生のための研究倫理

(日本学術振興会『科学の健全な発展のために』より抜粋・翻案 <https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>)

#### <大学における研究と研究倫理>

大学では様々な科学研究が行われています。教員や大学院生が科学者として科学研究をしている、ということはイメージしやすいものですが、皆さんもまた科学者の一人であり、ゼミでの活動やレポート、卒業論文等も大学における科学研究の一環です。

科学は信頼を基盤として成り立っており、研究を進めるうえで「注意深くデータを集め、適切な解析及び統計手法を使い、その結果を正しく報告」していることが前提となっています。この信頼が失われれば、科学そのものがよって立つ基盤が崩れることになります。

しかし、データ捏造・改ざんなどの研究不正行為や研究費の不正使用が生じており、報道でもとりあげられています。こうした状況の中で信頼を守るため、科学者、つまり皆さんには自らの研究を律する研究倫理を身につけ、公正で責任ある研究活動を行うことが求められています。

以下は、皆さんがゼミでの活動や論文の執筆等を進めていくうえで、研究分野によらず共通して持つべき価値観や、行ってはいけないことについて述べています。これらを読んで、研究活動において迷うことがあれば、安易に判断せずゼミ教員に相談しましょう。

#### <公正で責任ある研究活動(研究公正)>

公正で責任ある研究活動を推進する上で、どの研究領域であっても共有されるべき「価値」があります。「研究公正に関するシンガポール宣言」(2010年制定)では、そのような「価値」を四つの原則と十四の責任にまとめました。

#### <研究公正の基盤となる原則(「研究公正に関するシンガポール宣言」より)>

- ・研究のすべての側面における誠実性
- ・研究実施における説明責任
- ・他者との協働における専門家としての礼儀および公平性
- ・他者の代表としての研究の適切な管理

#### <研究公正の基盤となる職業的責任(「研究公正に関するシンガポール宣言」より一部抜粋)>

##### 1. 公正

研究者は研究の信頼性に対する責任を負わなければならない。

##### 2. 規則の遵守

研究者は研究に関連する規則および方針を認識かつ遵守しなければならない。

### 3.研究方法

研究者は適切な研究方法を採用し、エビデンスの批判的解析に基づき結論を導き、研究結果および解釈を完全かつ客観的に報告しなければならない。

### 4.研究記録

研究者は、すべての研究の明確かつ正確な記録を、他者がその研究を検証および再現できる方法で保持しなければならない。

### 5.研究結果

研究者は、優先権および所有権を確立する機会を得ると同時に、データおよび結果を公然かつ迅速に共有しなければならない。

## ＜研究不正行為とは＞

研究公正の対極にあるものが研究不正行為です。世界各国で共通に研究不正行為として定義されているのは、捏造、改ざんおよび盗用です。この3つ以外にも研究公正に反するものは「好ましくない研究行為」と呼ばれ、信頼性を侵すものとして懸念されます。これらの行為は、さまざまな研究リソースを浪費させ、社会と科学者の信頼関係を損ねる事態に繋がることを認識する必要があります。

世界各国で共通に不正行為と定義されているもの(文部科学省が特定不正行為と定めているもの)

#### 1.捏造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

#### 2.改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

#### 3.盗用

他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

## ＜捏造、改ざんの例＞

ベル研究所のドイツ人若手研究者ヘンドリック・シェーンは、画期的な手法により高温超伝導の記録を次々に塗り替え、世界中の科学者から一躍注目を集めました。

しかし、世界中で追試が成功しないのに、シェーン自身は記録を次から次へと塗り替えるという中で、疑惑が発覚します。別々になされたはずの実験についての論文の間で、同じ実験データが流用されていたのです。多くの実験が実際には行われていなかったこと、他の実験データを加工し流用することで、あたかも画期的な成果が出たように「捏造」していたことが判明したのです。

## ＜盗用の例＞

他人の論文の多くの部分を適切な引用をせずに自分のものであるかのように転用するのは明らかな盗用ですが、その他にも、例えば、未公開の論文を見せてもらい、そのアイデアを自分の論文として公表するというのもアイデアの盗用にあたります。

現在ではインターネットの普及により、すでに発表されている論文やウェブサイト上の記載をそのままコピーして論文の文章として転載すること(いわゆる「コピペ」)が容易になったため、盗用が起りやすくなったとも考えられます。人文・社会科学系の研究不正では、捏造、改ざんはあまり多くないのに対して、盗用が大きな問題となっています

### ＜著作権の保護＞

著作権は著作物を製作した際、申請や登録といった手続を一切必要とせずに自動的に付与される権利です。著作権法には小説、音楽、美術、映画、コンピュータプログラムなどが著作物として例示されています。インターネット上で公開されている文章・写真・音楽・動画等も同様に著作物であり、無償で閲覧可能な場合であっても著作権法の対象です。

他人の著作物をコピー、改変して二次的著作物を作成し利用する場合には、その著作物の著作権者に了解を得ることが原則となります。著作権違反に対しては損害賠償や差し止め請求等の民事的請求のほか、刑事罰が科されることもあります。

### ＜引用について＞

自分の著作物の中で、他の著作物の一部を掲載する行為を「引用」といいます。著作権法では「公表された」著作物を「公正な慣行に合致」し、「報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内」で著作物の中に引用できると定めています。引用の要件を満たさずに他の著作物を利用した場合、著作権違反になるだけでなく、研究不正行為として盗用とみなされることがあるので、十分な注意が必要です。

### ＜引用のための公正な慣行＞

- 1.引用する著作物がすでに公表されたものであること(ウェブ上の公開なども含む)
- 2.引用する必然性があること(自説の補強などのために他人の著作物を使用するなど)
- 3.引用にあたる部分を明確に示してあること(引用部分を括弧で括ったり、書体を変えるなど、自分の著作物ではないことを明示する)
- 4.引用する著作物を許可なく改変しないこと
- 5.自分の著作物が主たる部分で、引用部分は従たるものであること
- 6.出典を明記すること

以 上